



提案の際に知っておきたい 中小企業の実情

ここでは、「利益計上・欠損法人割合」や「社長の報酬月額」「退職慰労金予定額」など法人保険を提案するにあたり押さえておきたい中小企業やオーナー経営者の実態を、データを挙げながら解説していく。

保険アナリスト 西野隼

満38・3%」「300万円未満12・9%」「300万円以上13・6%」となっている(図表3)。中小企業の社長は、赤字運転資金の不足時には、会社に個人資金を貸し付けることで乗り切っていることもあり、役員報酬は可能な限り多く受け取りたいと考えている。赤字決算＝倒産とならない所以である。

統計データの出所が異なり単純比較はできないが、事業収入のみで生活する社長は60・2%、他の収入と合わせて生活している社長が39・8%となっている(図表4)。法人に貸している不動産の賃料を生活に充てている社長が27%を占めていることを考慮したとしても、役員報酬100万円未満の社長の生活は苦しいようだ。役員報酬から、経営する企業の実情も見え隠れする。

希望退職金額5000万円以下の企業への提案は競合相手が少ない

社長が生命保険に加入する理由は、「社長の死亡退職・弔慰金の準備79・0%」「万

一に備えた運転資金の確保42・1%」「社長の勇退退職金の準備36・5%」「税負担軽減対策(節税)21・0%」となっている(図表5)。

社長が加入している保険種類は、「定期付終身・定期付養老」「終身・養老」「定期(10年)」「長期平準定期・通増定期」「収入保障」の死亡保障系商品の加入割合からみて、社長の死亡退職・弔慰金と、万一に備えた運転資金の確保は、多くの中小企業で、ほぼカバーされていると考えてよいだろう。

一方で、社長の勇退退職金の原資は、金融機関の預貯金と生命保険の解約返戻金がメインとなるが、生命保険での準備は36・5%に留まっている。

定期付終身保険の終身保険部分、長期平準定期保険、通増定期保険などの解約返戻金はその原資となる。ただ、法人契約の定期付終身保険では、終身保険部分が1000万円程度の場合が多く、その解約返戻金は数百万円にしかない。勇退退職金の計画的な準備を提案する余地は大いにあるだろう。

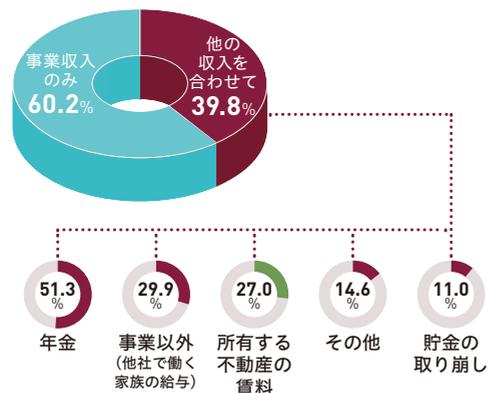
国税庁「平成28年度分法人企業の実態」(会社標準調査)によると、日本には約267万2000社が存在する。また、図表1を見ると、従業員数9名以下の企業が全体の77・9%を占めていることがわかる。帝国データバンクによれば、起業後10年の「生存率」は70%以上、30年後でも45%である。ほぼ10年ごとに訪れている不況にも生き残っており、意外と耐久力のある企業群でもある。

決算状況を見ると、利益計上法人が36・5%、欠損法人(法人税を支払っていない)が63・5%となっている(図表2)。法人は、過去10年間の欠損は当該年度の益金と相殺できるため、欠損法人の比率が高くなっている。欠損法人の割合は、2009年の72・8%をピークに通減している点はチェックしておきたい。

事業収入のみで生活する社長は60・2%

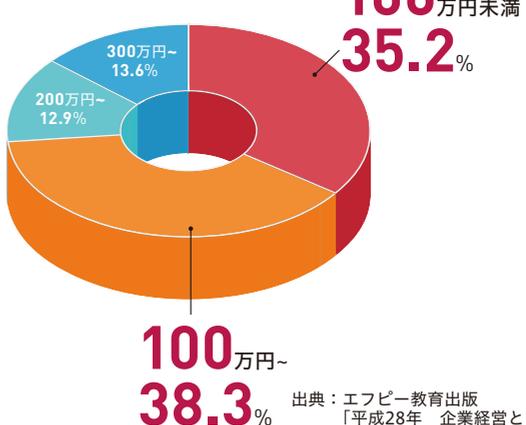
中小企業社長の役員報酬を見ると、「100万円未満35・2%」「200万円未

図表4 社長の生活費



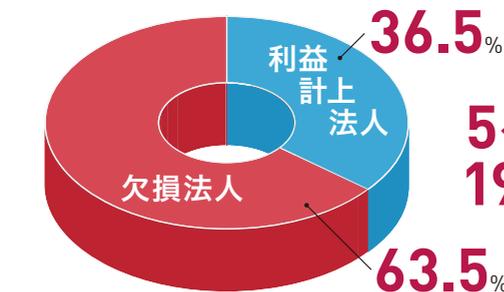
出典：中小企業庁委託「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」(2015年1月、株式会社日本アプライドリサーチ研究所)

図表3 社長の報酬月額



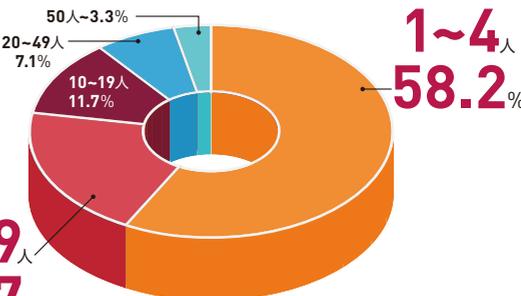
出典：エフピー教育出版「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

図表2 利益計上・欠損法人の割合



出典：国税庁「平成28年度分法人企業の実態」(会社標準調査)

図表1 従業員数別企業構成比



出典：総務省「平成24年経済センサス - 基礎調査」